

派遣の主な許可要件一覧

①	派遣事業の許可を特定の者に提供することを目的として行われるものでないこと（専ら派遣の禁止） （法7条1項1号）
②	派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練の実施計画を定めていること （法7条1項2号）（則1条の5 1号）（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第1条の5第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準）
③	キャリアコンサルティングの相談窓口を設置していること（法7条1項2号）（則1条の5 1号） （労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第1条の5第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準）
④	派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた派遣先の提供のための事務手引、マニュアル等が整備されていること（法7条1項2号）（則1条の5 1号）（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第1条の5第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準）
⑤	派遣元責任者が適正に選任されていること（法7条1項2号）（則1条の5 2号）
⑥	派遣元責任者が不在の場合の臨時の職務代行者があらかじめ選任されていること（法7条1項2号） （則1条の5 2号）
⑦	派遣元事業主は、労働保険、社会保険の適用基準を満たす派遣労働者の適正な加入を行うものであること（法7条1項2号）（則1条の5 2号）
⑧	派遣労働者に関する就業規則又は労働契約等に派遣契約の終了による解雇の規定がないこと、休業手当を支払う旨の規定があること（法7条1項2号）（則1条の5 2号）
⑨	個人情報適正管理規程を定めていること（法7条1項3号）
⑩	<u>財産要件を満たしていること</u> （法7条1項4号）
⑪	派遣事業を行う事業所に関する要件を満たしていること（法7条1項4号）
⑫	会社の定款及び登記事項証明書に「労働者派遣事業を行う」旨の記載があること（法7条1項4号）